

令和6年1月25日

令和6年1月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年1月25日(木)午後1時25分から午後2時
- 2 開催場所 石井町役場1階 会議室
- 3 出席委員 (14人)

会長	1番	田幡	裕
委員	2番	久米	基敬
	3番	岩本	達也
	4番	阿部	義明
	5番	吉浦	武夫
	6番	山口	裕美
	7番	上田	敏雄
	8番	藤井	利夫
	9番	綱木	厚夫
	10番	桑内	千恵美
	11番	廣瀬	茂晴
	12番	上田	武志
	13番	近久	光雄
	14番	大西	佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 非農地証明願について
- 報告第1号 農地法第5条の規定による届出にかかる受理通知の取消願について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第3号 農用地利用集積計画の合意解約について
- 報告第4号 農地法等の一部を改正する法律附則第8条第2項の規定に基づく国有財産の売払について

局長 ただいまより令和6年1月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 出席委員は、14名全員で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、議事録署名委員は14番 大西委員、2番 久米委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第1号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第1号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によることとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、石井町長より、令和5年12月28日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が21件、更新が9件、農地中間管理権の新規が0件、更新が0件で、合計30件、58筆、72,575㎡となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

今回の計画案は、農業経営の状況等から、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
 (質問・意見無し)
 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
 議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については2件です。
 (議案書に基づいて内容を説明)
 受付番号2及び3については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
 以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
 それでは、受付番号2について、高原字中島の担当であります7番上田敏雄委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

7 番 議案第2号、受付番号2について、説明いたします。

 1月15日に、藤井会長職務代理と山口委員と私の3名で農地法第3条所有権移転の件で代理人である行政書士に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

 申請地は高原字中島〇〇〇番〇で、登記が田、現況が畑、面積は587㎡で、譲受人の自宅に隣接しております。

 譲受人は、個人として農地は所有しておりませんでした。譲渡人から申請地を財産分与で受けることになったとのことであります。

 譲受人は、トラクター〇台を共有し、農作業歴は2年です。

 農作業には本人が年間150日従事し、農作業従事要件を満たしております。

 申請地は、やむを得ない事情により耕作ができなかった期間がありますが、現時点では耕耘されて作付けが可能な状態となっております。

 今後は自家消費野菜を栽培するとのことです。

よって、許可において特に問題はないと考えますので、審議のほどよろしくお願ひ
します。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたし
ます。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号2は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号3について、高原字池北の担当であります7番上田敏雄委
員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

7 番 議案第2号、受付番号3について、説明いたします。

1月15日に、藤井会長職務代理と山口委員と私の3名で農地法第3条所有権移転
の件で代理人である行政書士に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は高原字池北〇〇〇番〇で、登記が畑、現況も畑、面積は251㎡です。
譲渡人が申請地に隣接する住宅地とともに売却することを希望していたことから、
まず、住宅地の取引を完了させ、続いて申請地の許可申請を行うものです。

申請地では、自家消費野菜を栽培する計画です。

農機具は申請地の取引完了後に耕耘機を購入するとのことです。

農作業には、本人が年間150日従事します。

よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号3について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたし

ます。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号3は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第3号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については1件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号4については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは受付番号4について、高川原字高川原の担当であります13番近久委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

13番 議案第3号、受付番号4について説明いたします。

1月17日に上田武志委員、大西委員と私の3名で申請地に出向き、申請人及び行政書士に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は、高川原字高川原〇〇〇番〇、258㎡、〇〇〇番〇、58㎡、〇〇〇番〇、106㎡で、登記地目が田、現況地目は宅地です。

非農地となった事由は、申請者が平成11年以前から宅地として利用していたためです。

証明願に添付する書類も揃っており、高川原水利組合との協議等についても完了できております。

以上のことから、証明書の交付は、やむを得ないと思われれます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号4の申請地は、昭和57年に農用地区域から除外された第2種農地です。概要につきましては、ただいま近久委員が説明されたとおりです。

申請地は、平成11年以前から住宅の敷地として利用されており、平成11年5月30日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

申請地は、現在も住宅敷地及び駐車場となっております。

農地への復元は著しく困難です。

高川原水利組合の意見書が添付されております。

よって非農地証明の交付はやむを得ないと考えられます。
以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑があればしていただく。なければ次に進む。)

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問、意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。
受付番号4について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号4は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。
報告第1号 農地法第5条の規定による届出にかかる受理通知の取消願については、1件受理しました。
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知については、1件受理しました。
報告第3号 農用地利用集積計画の合意解約については、2件受理しました。
報告第4号 農地法等の一部を改正する法律附則第8条第2項の規定に基づく国有財産の売払については、1件受理しました。
報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
これをもって、令和6年1月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。

慎重審議ありがとうございました。